

＼ 相続登記はお済みですか？ ／

司法書士 が無料で相談をお受けします！

相続登記はお済みですか月間

～ 2月 は 無料相談月間 です～



相談料無料
事前予約制

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。
それ以前の相続も義務化の対象となります。

期 間

2026年 **2** 月 **2** 日(月) ～ **2** 月 **27** 日(金)

時 間

9：00～16：00 ＊土日祝日は除く

場 所

県内各司法書士事務所

申込方法

各司法書士事務所 にお電話にてお申込みください。

お近くの司法書士事務所がお分かりにならない方は、長野県司法書士会ホームページをご覧ください。か、長野県司法書士会までお問い合わせください。

電話：026-232-7492

こんなお悩みありませんか？

- ✓ 相続登記はいつまでにしないといけないの？
- ✓ 実家が相続登記をせずに空き家となっているけど…どうしよう
- ✓ 相続登記をしないと何か問題が起こるのかな？
- ✓ 遺言書はどうやって作ったらいいの？



「しほ～しし」®

日本司法書士会連合会公式キャラクター

お問い合わせ

長野県司法書士会 相続登記相談センター

☎ 026-232-7492

〒380-0872 長野市妻科399番地



<https://www.na-shiho.or.jp>

＊ 当会が実施する無料相談では申請書の作成や書類のチェックをお受けすることはできません。

